年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	#/	い等	の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から2年3月の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から60年3月まで

② 平成元年4月から2年3月まで

国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、昭和 59 年4月から 60 年3月までの期間及び平成元年4月から2年3月までの期間について、保険料免除の承認事実が確認できなかったとの回答をもらった。昭和 59 年より経済的に納付が大変になり、毎年4月ごろに市役所で申請免除の手続をしていたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、申立人は、毎年、市役所に出向き申請免除の手続を行っていたと申し立てており、事実、社会保険庁のオンライン記録(免除記録)により、申立期間を除き申請免除の手続が毎年なされていることが確認できることから、申立人の申立内容は信憑性が高いと考えられる。また、申立期間②の前後の期間が申請免除となっている上、申立期間当時において、生活状況に大きな変化は無かったものと考えられることから、申立期間②については国民年金保険料の免除申請を行い承認されていたものと考えるのが自然である。
- 2 申立期間①については、申立人が国民年金保険料の免除申請を行っていたことを示す関連資料は無く、申立期間の免除承認状況は不明である。

また、申立期間①は、その前年度の保険料が夫婦共に納付されており、申請免除の承認の判断要素である前年度所得が相当程度あったと思われることから、申請免除の承認がなされていた可能性は低かったと考えられる。

さらに、申立人が申請免除を行ったことをうかがわせる周辺事情を見出すことはできない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、 免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要 である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から同年10月まで

国民年金の納付記録について照会したところ、申立期間について、免除の事実が無いとの回答をもらった。

私は、昭和 58 年 3 月、夫とともに入国し、入国後は生活保護を受けていたので、申立期間は法定免除となるはずである。申立期間が免除期間とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

法定免除については、国民年金法第89条で、「被保険者が法で定めた要件 (本申立事案に関しては、生活保護法による生活扶助その他の援助であって 厚生労働省令で定めるものを受けるとき。)に該当する場合、その該当する に至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの 期間に係る保険料は、既に納付されたもの及び第93条第1項(保険料の前 納)の規定により前納されたものを除き、納付することを要しない。」と規 定されている。

申立人は、「昭和58年3月に夫と共に入国し、申立期間は生活保護費を受給していた。」と主張しているところ、市からの照会回答書により、同年3月に上陸許可されていることが確認でき、また、市が保有する生活保護受給記録「ケース番号登載簿」に申立人の夫と同姓同名の名前が確認でき、受給開始日の同年4月1日は申立人が入国した翌月であることからも、申立期間は生活扶助を含めた生活保護費を受給していたものと推認できる。

さらに、県は、帰国援護施策の一つとして社会生活に早期適応できるよう 「自立指導員」を帰国家庭に派遣しており、申立人からも自立指導員の氏名 を聴取している。自立指導員の指導内容には「公的機関における手続介助」 があり、住民登録、生活保護費受給申請、国民年金への加入手続、法定免除 該当届出等公的機関における諸手続を自立指導員の介助により行ったものと 推認できる。

加えて、国民年金への加入については、昭和57年1月1日から施行された「難民の地位に関する条約への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律」により、申立人は国民年金の強制被保険者となる要件に該当していた。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月から58年3月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月から55年3月まで

② 昭和55年10月から58年3月まで

昭和53年1月に市役所の出張所に行き、「夫が自営になったので、妻は 国民年金強制加入です。」と言われ、夫と一緒に国民年金に加入した。申 立期間について、夫は納付済みとなっているのに、私の納付記録が無いこ とは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人が国民年金に加入した後、夫婦一緒に保険料を納付していた時期であり、夫は保険料納付済みとなっている。

また、申立期間前後の加入期間において、夫婦とも国民年金保険料は納付済みとなっている上、関与した税理士によると、申立期間当時、夫の事業は順調であり、決算書の内容からすると、保険料を未納にするような経済状態ではなかったとしていることから、途中の申立期間②のみが未納とされているのは不自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人は夫婦一緒に国民年金に加入したと主張しているが、その夫の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 4 月 21日に払い出されており、夫は自営業になった 53 年 1 月に国民年金に加入したと推認できるが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 7 月 15日に払い出されており、申立人の主張と一致しない。

また、申立人が申立期間①について国民年金保険料を納付していたこと を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、別の国民年金手帳記号 番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和55年10月から58年3月までの国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

栃木厚生年金 事案 271

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における、資格喪失日に係る記録を昭和40年2月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月28日から40年2月26日まで 私は、A社に継続して勤務していたが、途中、昭和39年12月28日から 40年2月26日までの間、厚生年金保険の被保険者記録が無い。給料支払明 細書もあるので、当該期間において被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給料支払明細書及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し、 申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認 められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に全喪しており、当時の事業主も死亡しているため、これを確認することはできないが、申立人と同様に複数の従業員についても、被保険者期間に欠落が見られるところ、申立人及びこれら複数の厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和40年2月26日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が39年12月28日と誤って記録することは、考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録をどおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、申立人に係る同年12月及び40年1月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 9 月から 57 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月から57年5月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間の国民年金保険料は、妻の父親から借用して市役所に出向き、納付書にその現金を添えて一括払いで納めたので未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の保険料は、市役所の窓口で納付書に現金を添えて一括して納付した。」と主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無いことなどから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、「市役所から納付書が送られてきたので国民年金保険料は、妻の父親から借用して昭和 57 年6月から7月ごろ、一括して市役所の窓口で納付した。」と一貫して述べているが、その時点では、申立期間の保険料は大半が過年度保険料であり、市役所では現年度保険料と過年度保険料を一括して納付できないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、夫と一緒に国民年金手帳記号番号を付与されているその妻も、申 立期間の保険料は未納である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 11 月から 58 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年11月から58年4月まで

国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、昭和 57 年 11 月から 58 年 4 月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。当時は、学生でありすべて母に任せていたため、詳細は分からないが、母から国民年金に加入し保険料を納付していたと聞かされていたので、申立期間が未加入及び未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金についての加入及び保険料を納付していた ことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、しかも、申立人自身 は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、申立 期間の国民年金の加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、申立人には国民年金手帳記号番号が付与された形跡は無く、申立人自身も国民年金手帳について明確な記憶が無いことから、申立期間の加入手続が行われたとは推認できず、申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母から事情を聴取しても、申立期間の加入手続及び保険料納付に係る記憶が曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年4月から 58 年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年4月まで

申立期間当時、夫には収入があったので、国民年金任意加入を喪失する 理由はなかった。

年金手帳には昭和 57 年4月 20 日の資格喪失日が記載されているが、同日にA市役所に行ったことはなく、58 年4月 20 日に同市役所に行ったことを覚えている。市役所で国民年金の手続を行った際、58 年4月 20 日と記載するところ、誤って 57 年4月 20 日と記載したのではないかと思われ、申立期間について、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 57 年 4 月 20 日に任意加入の資格喪失をする理由は無く、58 年 4 月 20 日に市役所で転出手続と一緒に国民年金任意加入喪失手続を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳には、57 年 4 月 20 日の資格喪失年月日が記載されており、市の被保険者名簿及び社会保険庁の資格喪失年月日と齟齬は無い。

また、申立期間は、夫の厚生年金保険加入期間による合算対象期間(カラ期間)であることから、申立期間の国民年金保険料納付書が発行されたとは考え難く、申立期間後の昭和58年5月から同年8月までの過年度保険料を、59年7月から同年9月までの現年度保険料の納付日と同じ59年8月31日に、同じ金融機関の別支店において納付しているのも確認できる。

さらに、申立人が主張するとおり、昭和57年4月に国民年金任意加入を喪失していないとするならば、58年度分過年度保険料の納付対象月は同年4月分からと考えられるが、国民年金保険料領収証書の納付月は同年5月分からとなっている上、申立人の夫は、58年5月1日から国民年金強制加入者とな

っており、妻である申立人も同日で強制加入者となることから、申立人夫婦の58年度過年度納付書の納付月に不自然さは見られない。

加えて、申立人の主張どおり、昭和58年5月1日に現居住地の市役所で国 民年金の手続をしたとするならば、「昭和59年度国民年金保険料納入通知 書」は同年4月から機械打出しとなるが、同年4月から6月までについては、 手書きの領収証書であり不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 272

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年11月23日から39年3月25日まで

② 昭和42年1月1日から同年8月21日まで

私は、結婚と同時に、A社に昭和38年11月23日から同事業所が全喪する平成15年8月21日までの期間、継続勤務していた。社会保険庁の記録では、夫の扶養になっていた期間があるとのことだが、継続勤務していた上、夫の扶養になった記憶も、健康保険証が変わった記憶も無いため、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が、申立期間①及び②において、A社で継続して勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、申立期間①及び②において、複数の事務担当者から聴取しても申立内容に係る具体的な証言が得られない上、社会保険事務所に保管されている被保険者原票からも、事務処理上の不自然さはうかがえない。

また、申立期間②において、申立人は、夫の被扶養者であったことが夫の被保険者原票によって確認できる上、申立人の被保険者原票によれば、健康保険証は昭和39年2月25日(整理番号61番)と42年8月21日(整理番号82番)の2度作成されたことが確認でき、その間の整理番号に欠番は無い。

さらに、現在も定期的に診察を受けている病院からも、退職するまでは、 新たに取得した番号(整理番号82番)の保険証を使用していたことが確認で きる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 273

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月25日から39年1月16日まで 厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間については 脱退手当金を受給していると言われたが、受け取った覚えはないので、申 立期間について厚生年金保険の被保険者として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B営業所における昭和39年1月の被保険者資格の喪失者名簿に記載のある女性15名(申立人を含む。)のうち、当該事業所における被保険者期間が2年未満の者(6名)を除くすべての者が脱退手当金を受給していることが社会保険庁の記録から確認できる上、そのうちの4名は脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がある。

また、申立人が勤務していた同社営業所からの当時の事務連絡には「厚生年金保険脱退手当金については、請求書を本社経由で請求した。」とする記載が確認できることから、脱退手当金の請求手続について事業主により代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、申立てに係る脱退手当金は、厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和39年5月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。